

当園にお支払いいただく料金は、入居者毎の介護度・経済状況・加算該当の有無等によって変わります。
下記の表をご覧ください。

利用料金＝

①(介護サービス料・居住費・食費)＋②・③・④(各種加算)－⑤(高額介護サービス費)

①. 介護サービスに係る料金、居住費、食費(31日)

単位：円/ひと月あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	食費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	合計	57,350	59,520	61,845	64,046	66,185
第二段階	介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	食費	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
	合計	60,140	62,310	64,635	66,836	68,975
第三段階①	介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	食費	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
	合計	83,390	85,560	87,885	90,086	92,225
第三段階②	介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	食費	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160
	合計	105,400	107,570	109,895	112,096	114,235
第四段階	介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	居住費	64,046	64,046	64,046	64,046	64,046
	食費	44,795	44,795	44,795	44,795	44,795
	合計	129,611	131,781	134,106	136,307	138,446

※段階については、4ページをご覧ください

①の合計

円

②. 入居者の方全体に係る加算

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1,426 円(ひと月あたり)
新規入居者の総数のうち、要介護4もしくは要介護5の方が占める割合が70%以上であり、介護福祉士を常勤換算で、入居者6名毎に1名以上配置している場合に加算されます。	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	372 円(ひと月あたり)
入居者毎に個別機能訓計画を作成し、その計画に基づいた機能訓練を行っていることに加算されます。	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円(ひと月あたり)
入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することに加算されます。	
看護体制加算(Ⅰ)	124 円(ひと月あたり)
常勤の看護師を1名以上配置していることに加算されます。	
看護体制加算(Ⅱ)口	248 円(ひと月あたり)
基準(常勤換算で入居者25名毎に看護職員を1名以上を配置)を、1名以上上回って看護職員を配置し、夜間帯を含む24時間の連絡体制を確保していることに加算されます。	

夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	558 円(ひと月あたり)
夜間の時間帯(17時から翌朝9時)の間で、介護が特に必要とされる時間に、介護職員・看護職員を基準(常勤換算で入居者25名毎に1名以上を配置)を、1名以上上回って配置されていることに加算されます。	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50 円(ひと月あたり)
①医師または看護師への相談体制 ②診療を行う体制 ③入院を原則として受け入れる体制 以上①②③を確保している場合に加算されます。	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円(ひと月あたり)
①生産性向上に係る委員会や改善活動を継続して行っていること。②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。③1年以内ごとに1回①の取組効果を示すデータを厚生労働省に提出することに加算されます。	

②の合計 **2,828** 円

③. 入居者の状況・状態に応じて算定される加算

● その時の状況に応じて算定される加算・費用

初期加算	30 円(一日あたり)
入居日から30日間、また、一ヶ月を超える入院後の再入居の際も30日間加算されます。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円(一月あたり)
入居者の褥瘡発生予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに加算されます。	
退所時情報提供加算	250 円(一回のみ)
入居者が退居して医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で紹介を行った場合に加算されます。	
外泊時・入院時費用	246 円(一日あたり)
外泊や入院され、当施設に在所していない日であっても、外泊(入院)の翌日から6日間(月をまたぎ連続した場合は、最長12日間)は、一日につき、246円を負担していただきます。 なお、それ以降も外泊(入院)が継続し、その間ベッドを確保している場合は、居住費のみ、自己負担していただきます(日割り計算)。	

● 入居者の状態によって算定される加算・費用

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円（一月あたり）	
入居者に褥瘡が認められ（医師の褥瘡診断）た場合、その治癒に向けて定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに加算されます。		
配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外 （早朝・夜間及び深夜を除く）	325円（1回あたり）
	早朝6:00～8:00 夜間18:00～22:00	650円（1回あたり）
	深夜22:00～6:00	1,300円（1回あたり）
配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入居者の診療を行った場合に加算されます。		
看取り介護加算Ⅱ…〔死亡日前31日以上45日以下〕		1日につき72円
看取り介護加算Ⅱ…〔死亡日前4日以上30日以下〕		1日につき144円
看取り介護加算Ⅱ…〔死亡日の前日および前々日〕		1日につき780円
看取り介護加算Ⅱ…〔死亡日〕		1日につき1,580円
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、入居者もしくは家族の同意を得て介護計画を作成し、医師・看護職員・介護職員等が共同して、入居者の状態またはご家族の求め等に随時説明を行い、同意を得ながら、看取り介護を行った際に、上記の日数に応じて、加算されます。		

新興感染症等施設療養費	240 円(一日あたり)
今後のパンデミック発生時に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入居者等に対し適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度に加算されます。	

③の合計 円

④. 介護職員等処遇改善加算 I

介護職員等処遇改善加算 I	サービス利用料金の合計額【①(居住費・食費を除く) + ② + ③】の14%を自己負担
月のサービス利用料金の合計金額【①(居住費・食費を除く) + ② + ③】に14%加算し、そのうちの負担割合証の額を自己負担していただきます。厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している施設に加算されます。	

例) 初月以降の利用料金(1カ月を31日で計算、単位:円、算定加算については下記参照)

単位:円/ひと月あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	3:食費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	63,497	65,970	68,621	71,130	73,568
第二段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	3:食費	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	66,287	68,760	71,411	73,920	76,358
第三段階①	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	3:食費	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	89,537	92,010	94,661	97,170	99,608
第三段階②	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	3:食費	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	111,547	114,020	116,671	119,180	121,618
第四段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	64,046	64,046	64,046	64,046	64,046
	3:食費	44,795	44,795	44,795	44,795	44,795
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	135,758	138,231	140,882	143,391	145,829

※1→日常生活継続支援加算(Ⅱ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算、看護体制加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)ロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ、協力医療機関連携加算(Ⅰ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

※2→褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)

※3→介護職員等処遇改善加算 I

⑤. 介護保険負担限度額認定（認定にはご家族での申請が必要となります）

下記の第一段階～第三段階②の要件を満たす方の食費、居住費については、利用者負担が軽減されます。

			預貯金額(夫婦の場合)
■第一段階	生活保護受給者		要件無し
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
■第二段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額と合計所得金額の合計額が年額80.9万円以下の方	650万円(1,650万円)以下
■第三段階①		年金収入金額と合計所得金額の合計額が年額80.9万円超120万円以下の方	550万円(1,550万円)以下
■第三段階②		年金収入金額と合計所得金額の合計額が年額120万円以上の方	500万円(1,500万円)以下
■第四段階	市町村民税本人課税者 世帯に課税者がいる者		

※年金収入には、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含まれます。

※夫婦には、別世帯の配偶者や内縁関係の方も含まれます。

負担限度額は以下の通りです。

	食費	居住費(ユニット型個室)
■第一段階	300円	880円
■第二段階	390円	880円
■第三段階①	650円	1,370円
■第三段階②	1,360円	1,370円
■第四段階	1,445円	2,066円

⑥. 高額介護サービス費の区分要件及び自己負担上限額

介護保険制度では、利用者負担段階に応じて自己負担額(食費・居住費を除く)に上限が設定しており、その上限を超えた場合には、超えた分の金額が高額介護サービス費として、後から入居者へ還付されます。

区 分		負担の上限額(月額)
第一段階	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)
第二段階	世帯の全員が市町村民税非課税、かつ前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等	15,000円(個人)
		24,600円(世帯)
第三段階	市町村民税課税(第一、第二段階に該当しない方)	24,600円(世帯)
第四段階	市町村民税課税で課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
第五段階	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
第六段階	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

特別養護老人ホーム龍生園 利用料金表 :入居初月以降

令和7年10月1日現在

※ 例) 入居初月の利用料金(1カ月を31日で計算、単位:円、算定加算については下記参照)

単位:円/ひと月あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	3:食費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	63,497	65,970	68,621	71,130	73,568
	8:⑥の還付金※4	11,917	14,390	17,041	19,550	21,988
	実際の自己負担	51,580	51,580	51,580	51,580	51,580
第二段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
	3:食費	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	66,287	68,760	71,411	73,920	76,358
	8:⑥の還付金※4	11,917	14,390	17,041	19,550	21,988
	実際の自己負担	54,370	54,370	54,370	54,370	54,370
第三段階①	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	3:食費	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	89,537	92,010	94,661	97,170	99,608
	8:⑥の還付金※4	2,317	4,790	7,441	9,950	12,388
	実際の自己負担	87,220	87,220	87,220	87,220	87,220
第三段階②	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	42,470	42,470	42,470	42,470	42,470
	3:食費	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	111,547	114,020	116,671	119,180	121,618
	8:⑥の還付金※4	2,317	4,790	7,441	9,950	12,388
	実際の自己負担	109,230	109,230	109,230	109,230	109,230
第四段階	1:介護サービス料	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
	2:居住費	64,046	64,046	64,046	64,046	64,046
	3:食費	44,795	44,795	44,795	44,795	44,795
	4:②の加算※1	2,828	2,828	2,828	2,828	2,828
	5:③の加算※2	13	13	13	13	13
	6:④の加算※3	3,306	3,609	3,935	4,243	4,542
	7:1~6の合計	135,758	138,231	140,882	143,391	145,829
	8:⑥の還付金※4	-	-	-	-	-
	実際の自己負担	135,758	138,231	140,882	143,391	145,829

※1→日常生活継続支援加算(Ⅱ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算、看護体制加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)ロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ、協力医療機関連携加算(Ⅰ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

※2→褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)

※3→介護職員等処遇改善加算Ⅰ

※4→高額介護サービス費 ※第四段階の上限を超えるのは介護サービス料負担割合が2割の方のみ該当します。